

①図書館ってどんなところ？

・いつからあるの？

参考『本と図書館の歴史ーラクダの移動図書館から電子書籍までー』

・全国にあるの？

3,394 館:都道府県立 100%,市立 99.1%、町立 64.9%、村立 29% (2021 年)

・種類は？

設置者別:公立、私立、大学、学校、専門、国立

対象者別:子ども、病院など

資料別 :点字、雑誌、漫画など、

・皆さん、どんな風に図書館を使ってきましたか？

● 図書館の関係法令

・1950 年(S25) 図書館法

・1953 年(S28) 学校図書館法

・2001 年(H13) 子どもの読書活動の推進に関する法律

・2001 年(H13) 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

・2005 年(H17) 文字・活字文化振興法

・2012 年(H24) 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

・2019 年(R 元) 読書バリアフリー法(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律)

●図書館の目的・機能

目的は？

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設(中略)をいう。(図書館法 第2条)

どんな機能がある？

収集、整理、保存

貸出、レファレンス

課題解決のための情報の整備・提供

●図書館の運営

望ましい基準第一三 運営の基本

I 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。

2 知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料(電磁的記録を含む。)や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。

(中略)

5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が

確実に実施されるよう努めるものとする。

●役割

「地域の知の拠点」、として、国民の生涯にわたる自主的な学習活動を支え、促進する役割を果たす必要がある。

・地域が抱える様々な課題解決の支援や、地域の実情に応じた情報提供サービスなど幅広い観点から社会貢献することが期待されている。（「これからの図書館の在り方検討協力者会議」報告書より）

◇課題解決支援

【従来の役割】

住民の身近にあって、図書やその他の資料を収集、整理、保存し、その提供を通じて住民の個人的な学習を支援すること。

【近年の役割】

地域が抱える課題の解決に資するための、就業、子育て、教育、健康・医療、法律、政策決定等に関する情報や地域資料等、地域の実情に応じた情報提供サービスを行うこと。

→子育て支援、学校支援、健康支援、多文化支援、ビジネス支援、行政支援など

●社会の動き

- ・読書離れ：1か月に1冊も読まない大人が6割、
- ・少子高齢化：取手市の高齢化率は約38%
- ・多様性：性、国籍、働き方
- ・読書バリアフリー：アクセシブルな書籍、視覚障害者等への配慮
- ・情報化：情報格差
- ・デジタル：電子留書館、デジタルアーカイブ
- ・SNSの普及：Instagram、X (Twitter) …
- ・書店の減少：20年で半減
- ・貧困：非正規雇用、ヤングケアラー
- ・学校図書館の地域格差
- ・居場所、サードプレイス
- ・地域コミュニティ
- ・自己責任

②図書館はなぜ無料なのか？

図書館法第十七条「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」—貧富の差で制約をうけてはならない。（文部省社会教育局長 西崎恵）—

◇「無料の原則」に関する議論

○1950年代 改正論あり

- ・アメリカと日本は違う！
- ・全ての納税者が利用者ではない！
- ・経費が足りない！
- ・サービスが向上するためなら入館料を徴収してもいいのでは？

○1960年代 定着

○1990年代 電子化、緊縮財政、多様なサービス要求など

- ・高度なサービスを実現し、多様性を確保するには課金も容認されうる。（「社会の変化

に対応した今後の社会教育行政の在り方について(答申)」1998年9月 生涯学習審議会)

- ・外部情報源へのアクセスは「図書館資料の利用」にあたらなため対価徴収が可能。設置者である地方公共団体の裁量だ。(「図書館の情報化の必要性和その推進方策について―地域の情報化推進拠点として―報告」生涯学習審議会図書館専門委員会 1998年10月)

○無料派

- ・知る権利は生存権に関わる。
- ・無料だから心おきなく借りられる。
- ・図書館法第3条の「図書館奉仕」の範囲は、無料であるべき。

図書館法(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

○「図書館の情報化の必要性和その推進方策について―地域の情報化推進拠点として―報告」への反応

- ・誰もが制約なくサービスを受けられるべき。
- ・無料は図書館の自由の根幹だ。
- ・住民の納得できる根拠、方法が必要。
- ・財政難にあえぐ地方自治体の政策を誘導しかねない
- ・公共図書館だから無料なのではなく、公共図書館としての機能を果たすからこそ無料。
無料の理由が説明されなければならない。

○図書館はなぜ無料なのか?

図書館サービスの益は、その利用者以外にもたされるのではなく、図書館で読んだり、情報を得て活動する住民が増えるほど、社会全体が成熟することが期待される。